

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例について、仮装経理防衛特別法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。(第十八条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)